

●休業時の給与明細への記載方法について

◎休業日に支払われた休業手当又は教育訓練受講日に支払われた賃金と、通常の労働日（時間）に支払われた賃金・手当等とが**明確に区別**されて表示されていること。

◎対象労働者の**所定外労働等**（所定外労働及び法定外休日労働）の**時間数**が表示されていること

◎対象労働者の**所定外労働**に係る**賃金**（時間外等割増賃）の額が表示されている。

給料明細					
令和2年4月分				社員コード	
所属	販売部	氏名 社労士 花子			
所定労働日数	所定労働時間	出勤日数	出勤時間	有給日数	欠勤日数
20 日	160 H	20 日	160 H	0 日	日
遅刻早退時間	特別休暇日数	有給残日数	所定外労働時間	深夜労働時間	法定外労働時間
0:00 H	0 日	5 日	0 H	0 H	0 H
所定休日出勤日数	所定休日出勤時間	法定休日出勤	法定休日出勤時間		
0 日	0:00 H	0 日	0:00 H	日	H
基本給	職責手当	所定外労働手当	深夜労働手当	法定外労働手当	所定休日出勤手当
250,000 円	50,000 円	円	0 円	円	0 円
法定休日出勤手当	欠勤・遅刻控除			通勤手当	
0 円	円		円	円	
健康保険	介護保険	厚生保険	雇用保険	源泉所得税	住民税
14,805 円	0 円	27,450 円	900 円	7,180 円	円
			総支給額合計	控除合計	差引支給額
			300,000 円	50,335 円	249,665 円



給料明細					
令和2年4月分				社員コード	
所属	販売部	氏名 社労士 花子			
所定労働日数	所定労働時間	出勤日数	出勤時間	有給日数	欠勤日数
20 日	160 H	15 日	120 H	0 日	0 日
遅刻早退時間	特別休暇日数	有給残日数	所定外労働時間	深夜労働時間	法定外労働時間
0:00 H	0 日	5 日	0 H	0 H	0 H
所定休日出勤日数	所定休日出勤時間	法定休日出勤	法定休日出勤時間	計画休業日数	計画休業時間
0 日	0:00 H	0 日	0:00 H	5 日	0 H
基本給	職責手当	所定外労働手当	深夜労働手当	法定外労働手当	所定休日出勤手当
250,000 円	50,000 円	円	0 円	円	0 円
法定休日出勤手当	欠勤・遅刻控除	休業手当	計画休業控除	通勤手当	
0 円	円	75,000 円	-75,000 円	円	
健康保険	介護保険	厚生保険	雇用保険	源泉所得税	住民税
14,805 円	0 円	27,450 円	900 円	7,180 円	円
			総支給額合計	控除合計	差引支給額
			300,000 円	50,335 円	249,665 円

次のページで詳しく解説します！

給料明細

令和2年4月分

社員コード

所属 販売部 氏名 社労士 花子

所定労働日数	所定労働時間	出勤日数	出勤時間	有給日数	欠勤日数
20 日	160 H	15 日	120 H	0 日	0 日
遅刻早退時間	特別休暇日数	有給残日数	所定外労働時間	深夜労働時間	法定外労働時間
0:00 H	0 日	5 日	0 H	0 H	0 H
所定休日出勤日数	所定休日出勤時間	法定休日出勤	法定休日出勤時間	計画休業日数	計画休業時間
0 日	0:00 H	0 日	0:00 H	5 日	0 H
基本給	職責手当	所定外労働手当	深夜労働手当	法定外労働手当	所定休日出勤手当
250,000 円	50,000 円	円	0 円	円	0 円
法定休日出勤手当	欠勤・遅刻控除	休業手当	計画休業控除	通勤手当	
0 円	円	75,000 円	-75,000 円	円	
健康保険	介護保険	厚生保険	雇用保険	源泉所得税	住民税
14,805 円	0 円	27,450 円	900 円	7,180 円	円
			総支給額合計	控除合計	差引支給額
			300,000 円	50,335 円	249,665 円

【POINT 1】タイムカード等で出退勤記録されたとおりに勤怠（出勤日数・出勤時間数・有給休暇取得日数・欠勤日数・遅刻、早退時間）を給与明細書にも記録します。残業時間があれば、割増率に応じた残業代の支払が必要になりますので、**記録は正しくつけましょう。**

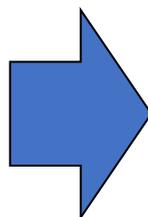
【POINT 2】計画的に休業させた日は【欠勤】の項目と分けて記載しましょう！**会社が休業させた日何日なのか**すぐわかるようにしておくのがポイントです。

【POINT 3】計画的に休業させた分（不就労分）については、給料から控除します。就業規則に定めたルールに従って、**不就労控除**してください。

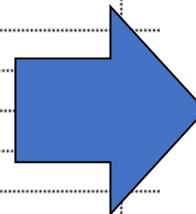
【POINT 4】休業させた分の補償をいくら払ったのかわかるようにしましょう。【**休業手当**】という項目を作ると良いです。この休業手当は社会保険、雇用保険の計算対象になりますし、課税対象なので注意してください。

賃金台帳への記載(例)

2020年		社労士 太郎	
月		3月	4月
支私日		4月10日	
出勤日数		20.00	
有給日数			
欠勤日数			
特別休暇			
労働時間		160.00	
残業時間			
深夜時間			
基本給		200,000	
残業手当			
深夜手当			
課税計		200,000	
非課税計		0	
総支給額		200,000	
健康保険		10,330	
介護保険			
厚生年金		18,300	
雇用保険		600	
社会保険計		29,230	
源泉所得税		3,700	
住民税			
控除合計		32,930	
差引支給額		167,070	



2020年		社労士 太郎	
月		3月	4月
支私日		3月10日	
出勤日数		5.00	
有給日数			
欠勤日数			
特別休暇			
その他休暇			
休業日数		15.00	
労働時間		40.00	
残業時間			
深夜時間			
基本給		200,000	
残業手当			
深夜手当			
欠勤控除		-150,000	
休業手当		150,000	
課税計		200,000	
非課税計			
総支給額		200,000	
健康保険		10,330	
介護保険			
厚生年金		18,300	
雇用保険		600	
社会保険計		29,230	
源泉所得税		3,700	
住民税			
控除合計		32,930	
差引支給額		167,070	



ポイント①
雇用調整助成金の
支給額
休業手当 × 9/10※
※解雇等がない場合

ポイント②
労働基準法第26条
平均賃金の6割以上の
支給が必要

【用語の定義】

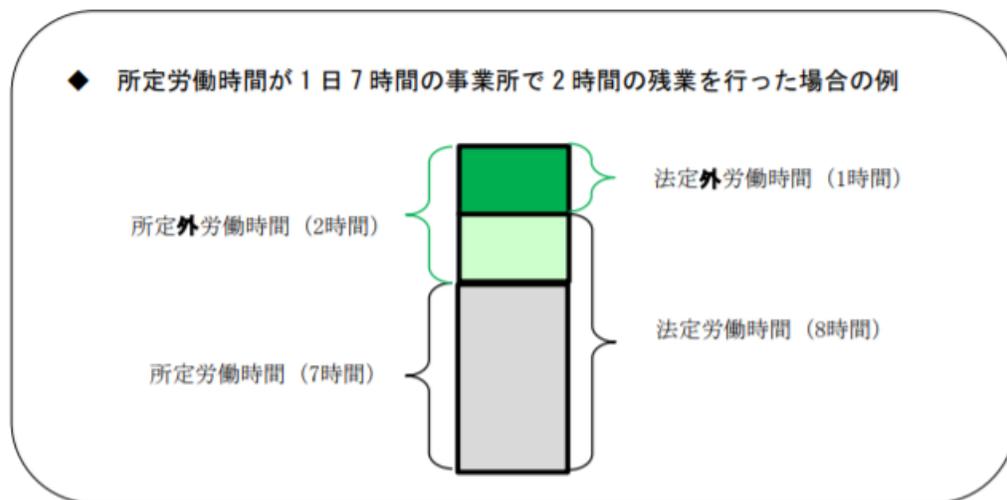
◎**法定労働時間**：労働基準法第32条で定められた1日8時間・1週40時間の労働時間をいいます。ただし、商業、映画・演劇等（映画製作の事業を除く）、保健衛生及び接客娯楽業であって、常時使用する労働者が10人未満の事業場は、特例として1週44時間であり、これに該当する事業所においては、特に断りのない限り、「1週40時間」を「1週44時間」に読み替えてください。

◎**法定外労働時間**：「法定労働時間」を超える

法定外労働時間 「法定労働時間」を超える労働時間をいいます。時間外割増賃金（25%）の対象となります（1週60時間を超える分について50%増〔大企業のみ〕）。なお、22時から5時までの深夜に勤務した場合は、別途、深夜割増賃金（25%）の対象となります。

◎**所定労働時間**：「法定労働時間」の範囲内で、労働契約、就業規則、労働協約等によって労働者が勤務すべきものとして定められた時間をいいます。

◎**所定外労働時間**：「所定労働時間」を超える労働時間をいいます。



◎**所定休日**：労働契約、就業規則、労働協約等によって労働者が勤務を要さない日として定められた日をいいます。

◎**法定休日**：労働基準法第35条で定められた、毎週1日又は4週間を通じ4日の休日をいいます。その日に休日出勤した場合、休日割増賃金（35%）の対象となります。

◎**法定外休日**：「所定休日」のうち「法定休日」以外の日をいいます。その日に休日出勤した場合、1日8時間・1週40時間を超える分は、時間外割増賃金の対象となります。

◎**所定労働日**：労働契約、就業規則、労働協約等により労働すべき日とされた日をいいます。なお1所定労働日は、原則として暦日を単位とし、その日の「所定労働時間」の長短にかかわらず一律に1所定労働日とします。また、昼夜三交代制等にみられるように連続する「所定労働時間」が2暦日にわたる場合は、始業時刻の属する日を「所定労働日」とし、当該「所定労働時間」をその日の「所定労働時間」とします。

◆ 週休2日制の事業所で土曜日を法定外休日、日曜日を法定休日と定めた例

